

金品を抜き取った会社を倒産させる計画倒産

抜き取った金品会社はそのまま HZ の手元に存続 泥棒 HZ の腹の底お知らせ

平成 23 年 10 月 21 日

各位

会社名 日立造船株式会社
代表者名 取締役会長兼社長 古川 実
問合せ先 総務・人事部長 森本 勝一
TEL (06) 6569-0013

乗取った子会社（エヌビイエル株式会社）の計画破産手続開始の申立てに関するお知らせ

当会社連結子会社である重要な技術を保有するエヌビイエル株式会社は、平成 23 年 10 月 21 日開催の（当社が全役員を派遣する）同社取締役会において当社主導により破産手続開始の申立てを行なうことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 申立ての理由

当社は、複合材料に関する研究開発や同材料を用いた工業用資材製造販売等に関する事業を行うエヌビイエル株式会社から当該工業用資材に関する生産体制の構築について協力要請を受け石油採掘用 F R P 高压管に特化して共同して事業化の提案を受け当社内にて検討の結果、平成 21 年 1 月基本協定書を締結し、平成 21 年 3 月に N B L 社の株式（発行済株式数の 20%）を取得し、同事業の伸長に向け支援を F R P 高压管の事業を行ってまいりました。

しかし、N B L 社は資金難の状態にあり、旧経営陣より当社が F R P 事業より撤退するのなら本技術を他社へ売却のうえ、当社の保有する株式・当社への融資を清算するとの提案があり、当社のさらなる支援が必要であったため、当社は F R P 管技術を有する N B L 社を乗っ取ることを決定し、平成 22 年 3 月に当社は N B L 社の発行済株式の過半数（50.03%）を得るべく予め設定した新株予約権について N B L 社へ当社が融資した資金との相殺により過半数を取得し、旧経営陣に N B L 社への融資金の立替払いを条件として更なる株式譲渡を求めましたが拒否され、旧経営陣取締役を解任し、監査役には今後報酬を支払えないとの申し入れ辞任を求め、同社を子会社化しました。その後、N B L 社は平成 23 年 3 月、表面上資金不足を事由とし、（真正目的は当社が 2/3 以上の株式保有し、新設分割会社を設立するためであり、今回、本計画を実行いたしました）取締役会議決で可能な株主に対する新株予約権を発行し、1 株当たり 1 万円の払込みにて新株を発行しましたが想定外の旧経営陣よりの新株引受があり、その目的に届きませんでした。その後、全株主に対し当社は 1 株当たり 1 万円での株式買入れ提案を行ないましたが応募者がなく、その買上げ価格を 1 株当たり 1 0 万円とし、巧みにも新株発行額を 1

万円で行ったこと、さらに当社よりの1万円での買入れ提案などの揺さ振り策が功を奏し、動揺した一部の株主よりの株式譲渡を得て、当社の株式保有数が2重売りを含めて2/3を1株超え（異議申し立てられ中）に至りました。その後、NBL社は臨時株主総会を開催のうえ、旧役員らが資金を融資したNBL社の借入金を分離し、当社が経営権を行使し借入金の清算のないまま新設会社の方法により平成23年9月21日付で同事業を日立造船コンポジットマテリアル株式会社に経営責任のある当社が派遣した経営陣をそのままにして継承させました。

NBL社の負債内容としては、当社に対する借入で金債務が最も多額となっておりますが、銀行債務については、当社がNBL社債務に対し連帯保証参加のうえ即日、代位弁済致し、旧経営陣のうち当社に協力した者については、債務を弁済し、当社以外にNBL社旧取締役の~~一部~~の関係で当初、当社が返済を約し、その後平成22年3月までに当社が2/3以上の株式保有に協力をしなかった者が債権の主張をしていることなども考慮し、表面上の平等かつ適正にNBL社の債務を整理するためには、裁判所の主導による手続きが当社にとって最も適切であると判断し、当初、当社が契約した内容を全く順守せず、口頭での約束は守らないまま、破産手続き開始の申立てをこうこととしたものであります。

2. 省略

3. 省略

4. 省略

(ご参考)

省略

黄色部分は抹消箇所 赤色は加筆箇所です。